

## 地域医療ビジョン、都道府県の役割の重要性を示す

厚生労働省医政局は3月3日、「全国医政関係主管課長会議」を開き、各都道府県担当者らに医療法改正の概要など、各課の施策について説明した。会議の冒頭で挨拶に立った原徳壽局長は「団塊の世代が後期高齢者となる2025年が課題」とした上で「医療機関の機能分化・連携を進め、効率的かつ効果的な医療提供体制の構築が必須。地域での医療構想を描いていく都道府県の役割は極めて重要なものとなっている」と述べた。

### ■地域医療ビジョンの実現に向けた仕組みづくり

2月12日に閣議決定された「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案」（いわゆる医療・介護一括法案）。同法案には、地域における効率的かつ効果的な医療提供体制の確保に向け、「病床機能報告制度」の実施が盛り込まれている。同制度により、医療機関は病床機能の現状と今後の方向性を都道府県に報告。この情報と地域の医療需要の将来推計を基に都道府県は地域医療構想（ビジョン）を策定し、地域にふさわしい医療機能の分化と連携を推進する仕組みだ。

同構想の実現に当たり、都道府県知事は「病院の新規開設・増床への対応」「既存医療機関による医療機能の転換への対応」「稼動していない病床の削減の要請」などを行う権限を持ち、また、要請に従わない医療機関には「医療機関名の公表」「各種補助金等の対象からの除外」といった措置を講ずることができる。総務課の担当者は「様々な面で都道府県に強い権限を設けた。地域医療ビジョンをしっかりと進めてほしい」と述べ、都道府県の役割の重要性を強調した。

### ■新たな財政支援制度 地域の事情に応じた適切な配分を

病床機能の分化・連携、在宅医療・介護の推進等のため、消費税財源が活用される新たな財政支援制度については、「地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律」が改正され、そこに法律上の根拠が設けられる。同制度は2014年度より医療を対象として実施を始める。病床の機能分化・連携への財政支援は、回復期病床への転換等、喫緊のものから対応するとし、2015年度からはさらに対象の拡大を検討していく構え。総務課の担当者は「地域によって事情は異なると思うので、必要な分野に活用してほしい」と話した。

その他、在宅医療等を支える看護師の養成を目的とする「特定行為に係る看護師の研修制度」等についても説明がなされ、医療機関の機能分化・連携と在宅医療・介護への流れをつくる一貫した姿勢が示された。